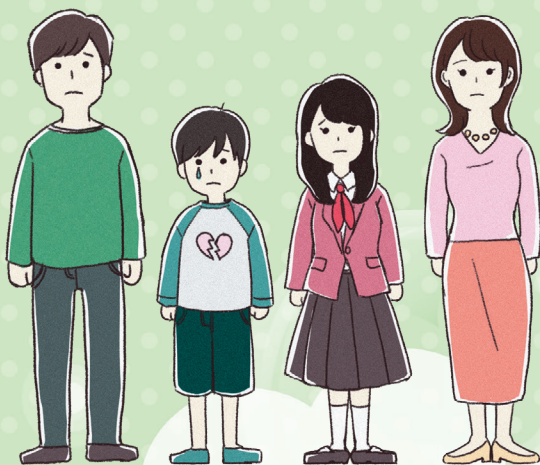


あなたやあなたの
周りにはいる人は

DVで
悩んでいませんか？



ひとりで悩まず
専門機関へ相談してください。

西尾市／ばらネット

専門の相談機関

DVで悩んでいる人は、
ひとりで抱え込まずに
相談してみてください。
相談は無料、秘密は守ります。

※ご利用には別途通話料がかかります



西尾市 家庭児童支援課 (電話・面接)

 **0563-56-3113**  西尾市
寄住町下田22番地

月曜日～金曜日(祝日・年末年始は休み)

8:30～17:15

愛知県女性相談センター (電話・窓口)

 **052-962-2527**  名古屋市
東区上豎杉町1番地

【電話】祝日と一部の月曜日・年末年始は休み

月曜日～金曜日/9:00～21:00

土曜日・日曜日/9:00～16:00

【窓口】電話で予約してください(祝日・年末年始は休み)

火曜日～日曜日/9:00～17:00

(水曜日は9:00～20:30)

愛知県

男性DV被害者ホットライン (電話)

 **080-1555-3055**

土曜日(第5土曜日と祝日・年末年始は休み)

13:00～16:00

DV相談ナビ

 **#8008**

発信地等の情報から最寄りの相談
機関の窓口へ電話が自動転送され、
直接相談することができます。

ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります

DV (ドメスティック・バイオレンス)とは?

DVは配偶者や恋人など親密な関係にある(またはあった)相手から暴力を振るわれることです。暴力を振るう人は、さまざまな「暴力」により相手を支配しコントロールしようとしています。

こんな「暴力」をされている人はいませんか?

からだの暴力

- ながる
- 蹴る
- 髪を引っ張る
- 首をしめる
- 物を投げる

こころの暴力

- 大きな声で怒鳴る
- おどす
- 話を聞かない
- ののしりバカにする

社会的な暴力(社会的隔離)

- 家族や友だちに会うことを禁止する
- スマホやSNSを勝手に見る

性的(セックス)暴力

- 性行為(セックス)を強要する
- 避妊に協力しない

お金の暴力

- 生活費を渡さない
- 貯金を勝手に使う
- 働くことを禁止する

子どもを利用した暴力

- 子どもの前で暴力を振るう
- 子どもに悪口を吹き込む
- 子どもを取り上げようとする

DVに悩んでいる男性もいます!

約4人に1人がパートナーからDVを受けています。女性に限らず男性がDVを受けていることもあります。

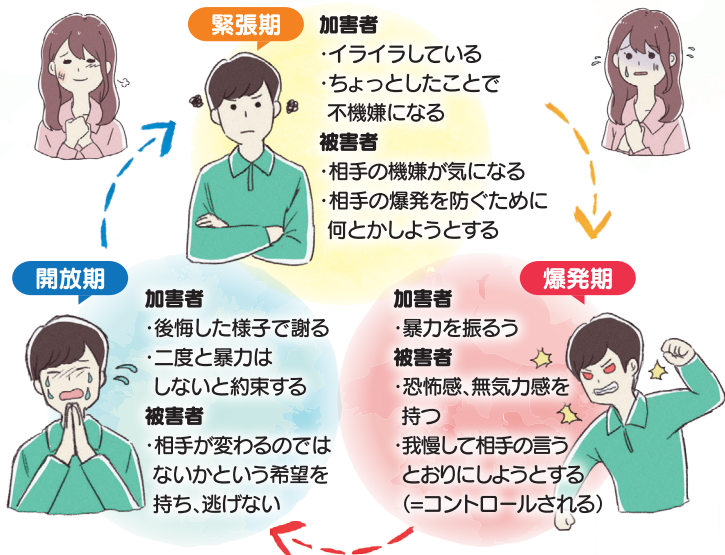
※内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成29年)



長い間DVを受けていると 逃げるのがむずかしくなります

あなたが長い間DVを受けていると、暴力を受けても、その後パートナーがやさしくなるため「DVがなくなるかもしれない…」と思い、逃げるのがむずかしくなります。

暴力のサイクル (アメリカの心理学者) シノア・E・ウォーカー



DVは子どものころも傷つけています

子どもがお母さんやお父さんのDVを見たり聞いたりすることは、**子どもの虐待**(こころの虐待)にあたります。子どもは直接暴力を受けていなくても、お父さんとお母さんの関係が悪いのは、「わたしが悪い子だから」「自分さえいなければ」などと誤解してしまいがちです。



DVはあなたが我慢すればよいというものではありません。

DVが子どものこころとからだに与える影響

- 空想の世界へ逃げる
- 激しい怒り
- 常に緊張をしいられ、安心感が育たない
- 他の人を信用できない
- 自己評価が低くなる
- 「弱いこと」が悪いと考えるようになる
- 暴力で問題を解決しようとする
- おねしょをする
- 寝られない
- 食べられない

あなたがDVに悩んでいたら



ひとりで悩まず相談をしてください。

「私さえ我慢すれば…」「こんなことで相談してもいいのかな」「子どもには気づかれないようにしているし…」などとひとりで悩んでいませんか。

DVも子どもの虐待も、自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。

相談するのはとても勇気のいることですが、相談してみることによってひとりででは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。

プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

外国籍の方

在留資格(日本に住むことができる資格)が心配な人は

在留期間や在留資格を変えることを夫(または妻)が助けられない人や、日本人との間に生まれた子どもといっしょに住みたい人は、入国管理局(入管)に電話してください。

入管の電話番号

052-559-2150 (名古屋出入国在留管理局)

月曜日～金曜日(土曜日と日曜日・年末年始は休み)

9:00～16:00

いざというときのために用意しておくよいもの

- お金、通帳、キャッシュカード
- 母子手帳、年金手帳、運転免許証、在留カード、パスポートなどの身分証明書
- 健康保険証(コピーでもよい)
- ケガをしたときの写真、病院の診断書などの暴力を証明できる書類
- 印鑑(実印・印鑑登録証・銀行印など)
- 子どもの大切なもの(ランドセルなど)
- 家の鍵
- 常備薬
- あなたの大切なもの

もしもあなたが周りの人から
DVについて相談をされたら

専門機関へ相談するように アドバイスをしてください。

※緊急の場合は警察(☎110)へ通報してください。

STEP 1.

被害者の話をじっくり聴く

だれかに相談されたときは、「あなたは悪くないよ」「話してくれてありがとう」と声をかけてください。決して「どうして逃げないの?」「どうしてもっと早く言わなかったの?」などと相手を責めないでください。暴力を受けている人はあなたのことを信用して相談しているのです。

STEP 2.

専門機関へ相談するようにアドバイスする

DVは自分たちだけで解決することがとても難しい問題です。被害者には専門機関へ相談するようにアドバイスしてください。本人が電話をしたくてもできないときは、あなたが代わりに電話をしてあげてください。

STEP 3.

秘密を守る

被害者の秘密が加害者に漏れると大変危険です。相談内容を他の人に話さないでください。話を聞いた他の人が被害者をさらに傷つけてしまうこともあります。

発行

西尾市 地域つながり課・家庭児童支援課/
市民活動グループばらネット